

仙台都心地域都市再生安全確保計画

仙台都心地域都市再生緊急整備協議会

仙台都心地域都市再生安全確保計画作成部会

令和7年3月

目次

| | |
|---|----|
| はじめに..... | 2 |
| 1 仙台都心地域における滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針..... | 4 |
| 1-1 仙台都心地域における都市再生安全確保計画の意義..... | 4 |
| 1-2 都市再生安全確保計画の作成及び実施の体制..... | 6 |
| 1-3 仙台都心地域における被害の検討等..... | 8 |
| 1-4 都市再生安全確保計画の目標..... | 13 |
| 1-5 都市再生安全確保計画の運用・更新..... | 14 |
| 2 仙台都心地域における滞在者等の安全の確保のために実施する事業及び事務..... | 15 |
| 2-1 都市開発事業の施行に関連して必要となる都市再生安全確保施設の整備及び管理..... | 15 |
| 2-2 その他の滞在者等の安全の確保のために実施する事業..... | 17 |
| 2-3 滞在者等の安全の確保のために必要な事務..... | 18 |
| 2-4 滞在者等の安全の確保のために必要な事項..... | 19 |
| 3 その他都市再生緊急整備地域における防災の確保に関する事項..... | 20 |

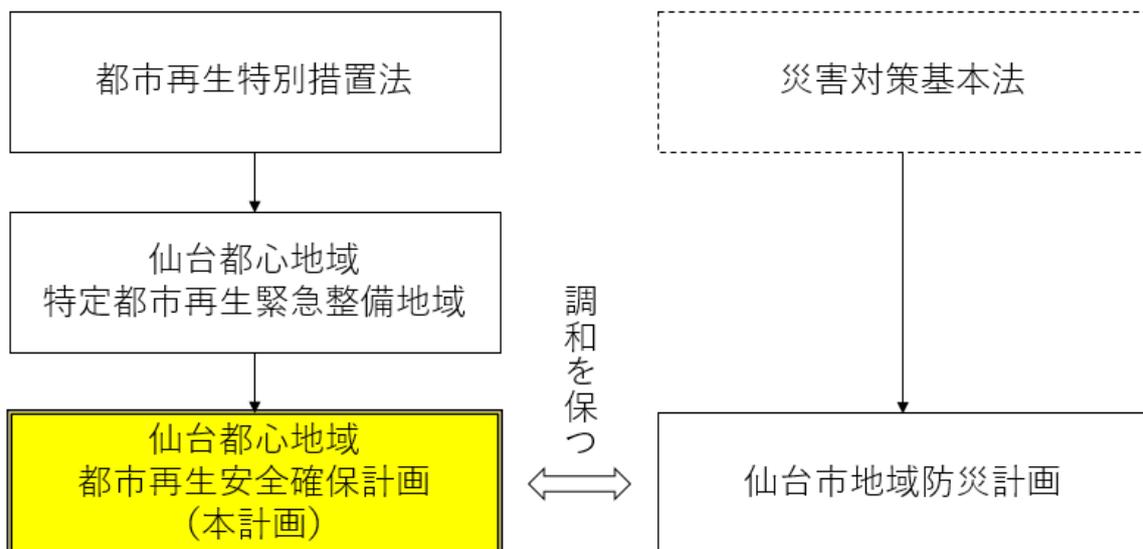
はじめに

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災における帰宅困難者の発生から、多数の滞在者が存在する都市再生緊急整備地域においては、官民の十分な連携の下、大規模地震発生時に滞在者等の安全を確保することを目的に、平成 24 年 3 月 30 日に都市再生特別措置法の一部を改正する法律が成立、同年 7 月 1 日に施行され、都市再生緊急整備地域において都市再生安全確保計画を作成する制度が創設された。

計画は、滞在者等の安全の確保を図るため、官民連携により多様な組織・団体に構成される都市再生緊急整備協議会が作成するものであり、地域内の主要な建築物の所有者、交通機関等が連携して、地域単位でハード・ソフト両面の防災対策を盛り込むものである。

また、東日本大震災以降、本市では、将来の災害や気候変動リスクなどの脅威にも備えた、しなやかで強靱な「防災環境都市・仙台」を目指し、仙台市震災復興計画（平成 23 年度から平成 27 年度）、仙台市政策重点化方針 2020（平成 28 年度から令和 2 年度）に基づく、都市の強靱化や防災力の向上の施策を展開してきた。

仙台都心地域都市再生安全確保計画（以下、「本計画」という。）は、こうした市における取り組みや、仙台市地域防災計画の記載内容と調和を保ち、仙台駅を中心とした地区における大規模災害発生時における滞在者の安全の確保を図るために作成するものである。



図：本計画の位置づけ

用語の定義

本計画における主な用語の定義

| 用語 | 定義 |
|------------|--|
| 帰宅困難者 | 大地震等の大規模災害の発生により通常の交通手段が途絶した際、自宅が遠距離にあるなどの理由で帰宅を断念した人。本計画においては、けが人や要援護者は含まない。 |
| 緊急退避場所 | 大地震等の発生直後に、落下物などから身の安全を守るため、施設や一時滞在施設・場所の安全が確認されるまでの間、緊急に避難する場所。本計画においては、仙台駅西口・東口駅前広場としている。 |
| 一時滞在施設・場所 | 駅周辺等の帰宅困難者を一時的に滞在させる場所。帰宅に必要な交通機関運行情報などを提供する。開設期間は原則として3日間。 |
| 都市再生安全確保施設 | 都市再生特別措置法第19条の15第2項第2号に定める施設であり、本市においては、帰宅困難者対策における一時滞在施設を位置付ける。 |
| 現地対策本部 | 仙台駅周辺の帰宅困難者対策を行うための現地拠点。帰宅困難者が必要とする交通機関運行情報などの情報収集や市災害対策本部との連絡などを行う。JR仙台駅構内に設置予定。 |
| 駅周辺事業者 | 仙台駅周辺で事務所・店舗等を開設している事業者。 |
| 情報連絡員 | 現地対策本部や他の事業者等との情報連絡、帰宅困難者への情報伝達役として、あらかじめ仙台駅周辺帰宅困難者対策連絡協議会の参加事業者が定めた人。 |
| 指定避難所 | 住家やライフラインの被害により生活の場を失った地域住民等が災害直後から避難できる施設。市立小中高等学校を充てている。 ※帰宅困難者が必要とする情報提供が困難となるため、本計画における帰宅困難者は指定避難所へ案内・誘導しないこととする。 |

1 仙台都心地域における滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針

1-1 仙台都心地域における都市再生安全確保計画の意義

(1) 計画作成の意義

本市は、昭和 53 年の宮城県沖地震の経験から全国に先がけて「防災都市宣言」(昭和 54 年)を行い、安全な都市づくりに努めてきたところである。また、平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災を契機として、防災ビジョンを策定し、平成 9 年 3 月に「仙台市防災都市づくり基本計画」として取りまとめ、大規模地震災害への対応を主眼とした防災対策の推進を図ってきた。

しかしながら、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方の太平洋沿岸部を中心に壊滅的な被害をもたらし、本市においても多くの尊い命が失われ、都市がさまざまな「災害の脅威」にさらされていることを改めて認識した。また、東日本大震災では、広い範囲でライフラインが停止し、燃料の供給が途絶するなど、社会基盤にも甚大な被害が生じたほか、避難所の運営や災害時に援護が必要な方への支援、帰宅困難者対策など多くの課題を残した。

こうした東日本大震災で得られた経験や知見を踏まえ、本市では、将来の災害や気候変動リスクなどの脅威にも備えたしなやかで強靱な都市に向け、防災環境都市づくりを進めている。

また、本市では市内で震度 6 弱以上を観測する大地震等の大規模災害が発生した場合の仙台駅周辺の混乱抑制を目的とし、東日本大震災の経験を踏まえた平時から発災数時間までの仙台駅周辺における共助の取組を示す既存のエリア防災計画として仙台駅周辺帰宅困難者対策連絡協議会により作成された「仙台駅周辺帰宅困難者対応指針」や、さらには、市民や地域団体、企業と市及び防災関係機関が協働してこれらの防災活動を円滑に行うことにより災害の拡大防止と被害軽減を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とした地域防災計画を策定している。

これらを踏まえ、大規模災害直後の退避や一時滞在が必要となった場合に備えた地域全体での施設確保により、帰宅困難者に対する安全安心を図るとともに、地域の付加価値を向上させ、都市の国際競争力の強化を目的として本計画を作成する。

(2) 計画の対象区域

本計画は、都市再生緊急整備地域（仙台都心地域）全体を対象とする。

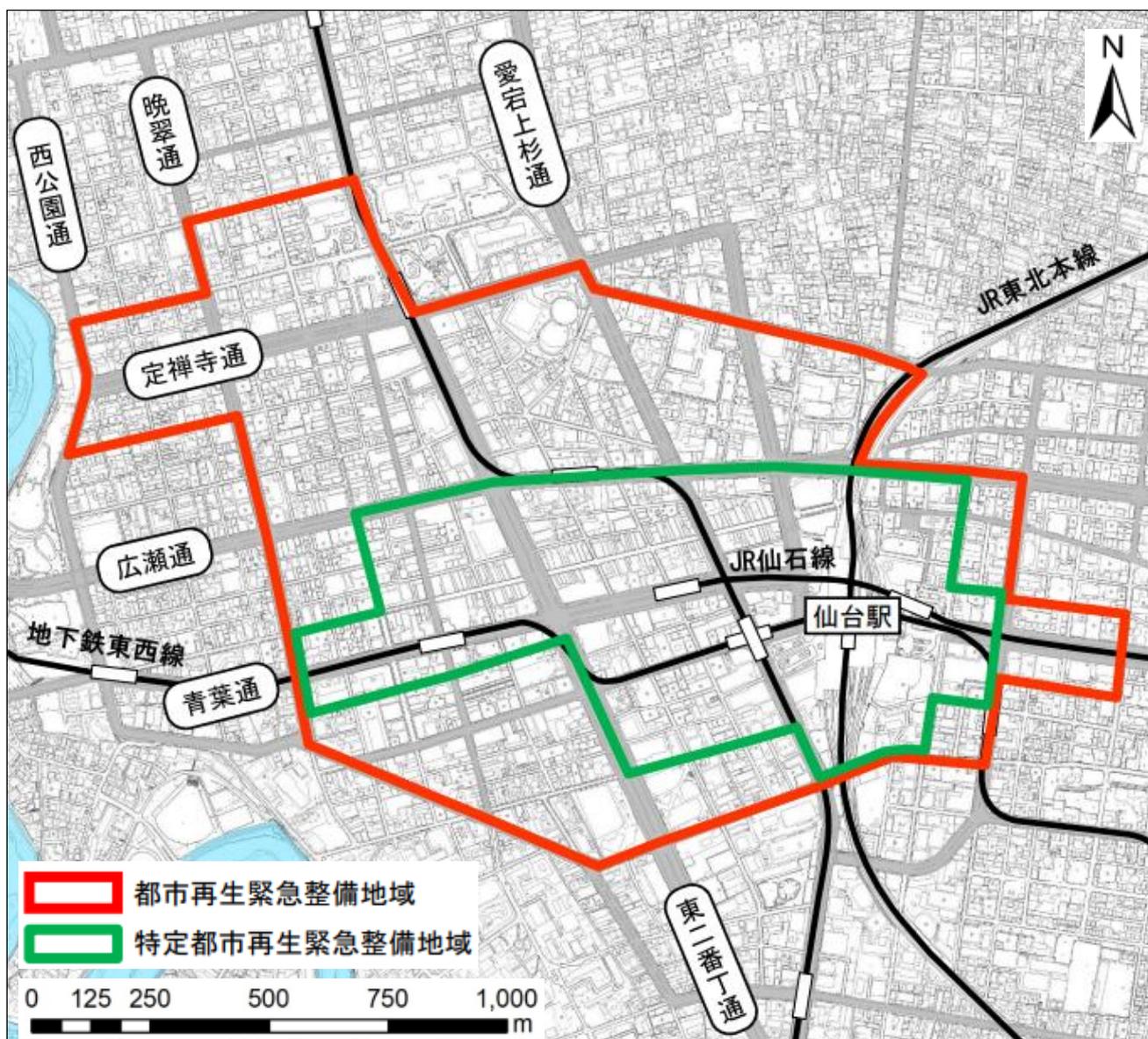


図 本計画の対象エリア

1-2 都市再生安全確保計画の作成及び実施の体制

(1) 都市再生安全確保計画の作成

本計画は、仙台都心地域都市再生緊急整備協議会の下に設置された仙台都心地域都市再生安全確保計画作成部会により作成する。

表：作成部会の構成員

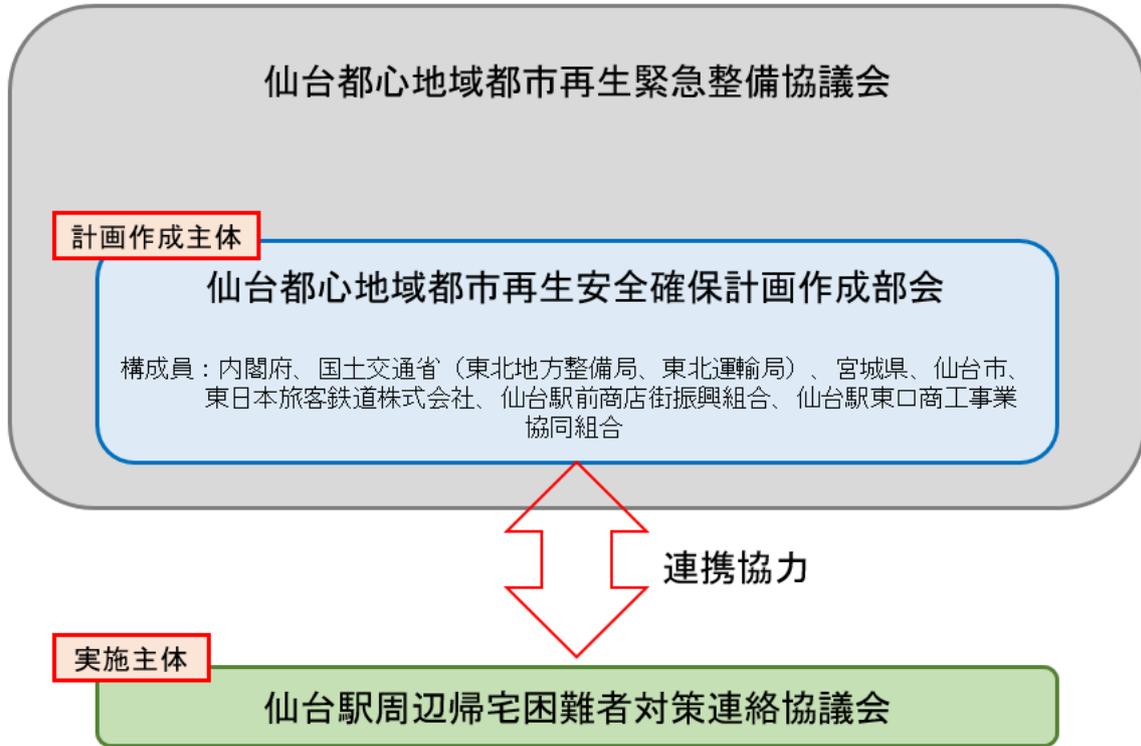
| 構成員 | 役職等 |
|---------------|-----------------|
| 内閣府 | 地方創生推進事務局 参事官 |
| 国土交通省 東北地方整備局 | 建政部 都市・住宅整備課長 |
| 国土交通省 東北運輸局 | 交通政策部 交通企画課長 |
| 宮城県 | 土木部長 |
| 仙台市 | 都市整備局長 |
| 東日本旅客鉄道株式会社 | 東北本部 仙台総括センター所長 |
| 仙台駅前商店街振興組合 | 理事長 |
| 仙台駅東口商工事業協同組合 | 理事長 |

(検討経過)

- ・ H23. 03. 11 東日本大震災発生
- ・ H25. 11. 07 仙台駅周辺帰宅困難者対策連絡協議会の設立
- ・ H27. 12. 03 仙台駅周辺帰宅困難者対応指針の策定、エリア防災計画への位置付け
- ・ R02. 09. 16 都市再生緊急整備地域の拡大、特定都市再生緊急整備地域の新規指定
- ・ R05. 12. 07 仙台都心地域都市再生緊急整備協議会の設立・第1回協議会会議開催
仙台都心地域都市再生安全確保計画作成部会の設立・第1回部会開催
- ・ R07. 01. 30 仙台駅周辺帰宅困難者対策連絡協議会へ報告
- ・ R07. 03. 31 仙台都心地域都市再生安全確保計画作成部会第2回部会開催（書面決議）

(2) 実施体制

本計画の実施にあたっては、計画作成主体である仙台都心地域都市再生安全確保計画作成部会の構成員、および仙台駅周辺帰宅困難者対策連絡協議会が連携協力しながら行うものとする。



図：都市再生安全確保計画の実施体制

(参考：仙台駅周辺帰宅困難者対策連絡協議会委員)

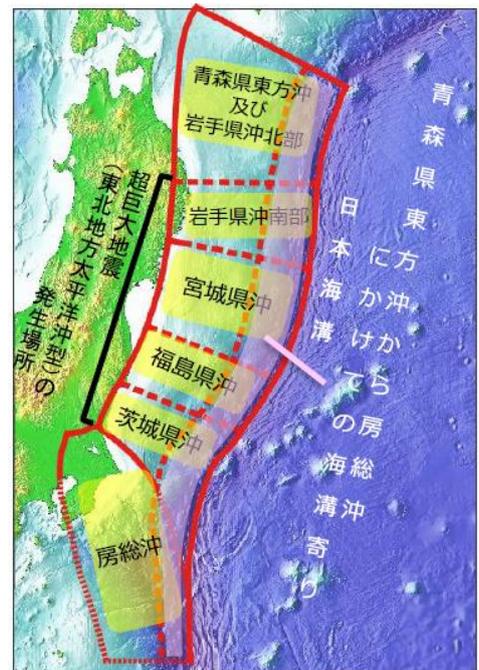
地元商店街振興組合、東日本旅客鉄道株式会社、駅周辺事業者、宮城県警察、仙台市関係部署など

1-3 仙台都心地域における被害の検討等

1-3-1 本市において想定される地震

我が国の防災対策は、中央防災会議の定める防災基本計画に示される方針の下に進められており、地震防災対策もこの枠組に含まれ、こうしたものの中に地震調査研究も位置づけられている。このような地震調査研究は、政府の地震調査研究推進本部（事務局：文部科学省研究開発局地震・防災研究課）から、様々な調査結果や研究成果に基づき、「長期評価」として主要な活断層で発生する地震や海溝型地震について、地震の規模（マグニチュード）、一定期間内に地震の発生する確率などを長期的な観点で評価したものが、公表されている。

政府地震調査研究推進本部から公表されている成果物としては、海溝型地震と陸域の浅い地震（活断層）の2種類の長期評価がある。本市に大きな影響を与える地震として、前者の海溝型地震としては、日本海溝沿いの地震活動の長期評価（平成31年2月）の中で、超巨大地震（東北地方太平洋沖型）、宮城県沖のプレート間巨大地震、宮城県沖のひとまわり小さいプレート間地震、宮城県沖の陸寄りで繰り返し発生するひとまわり小さいプレート間地震（宮城県沖地震）の4つに分類されており、後者の陸域の浅い地震としては、平成14年2月に公表された長町一利府線断層帯の地震が挙げられる。本市の地震による災害想定では、これら直接的に大きな被害を伴うと想定されるものを取り扱い、政府地震調査研究推進本部により公表される成果物を参考にしながら、必要に応じて見直すものとする。なお、これまでに本市において実施した被害想定としましては、「仙台市防災都市づくり基本計画」の策定に際して実施したものと、その後の社会条件の変化等を踏まえて、それを見直した「平成14年度仙台市地震被害想定調査報告書（平成14年12月）」とがある。



図：評価対象地域（日本海溝沿いの地震活動の長期評価（平成31年2月）（政府地震調査研究推進本部による））

(1) 海溝型の地震（日本海溝沿いの地震活動の長期評価（平成31年2月及び令和3年1月）による）

ア 超巨大地震（東北地方太平洋沖型）

マグニチュード9クラスの超巨大なプレート間地震を「超巨大地震」と呼び、東北地方の太平洋沿岸に巨大津波を伴うものを「超巨大地震（東北地方太平洋沖型）」と呼ぶ。

津波堆積物調査によると、過去3,000年間に5回発生し、それぞれ新しい順に、2011年の東北地方太平洋沖地震、1611年の慶長三陸地震または1454年の享徳地震、869年の貞観地震、4～5世紀頃の地震、紀元前4～3世紀頃の地震に対応すると考えられている。平均発生間隔は約550～600年となり、今後30年以内の地震発生確率はほぼ0%とされている。次の地震の規模は、宮城県沖を必ず含み、隣接する領域（岩手県沖南部または福島県沖）の少なくとも一方にまたがり、場合によっては茨城県沖まで破壊が及びマグニチュード9.0程度になる可能性がある（表1）。

表1 超巨大地震（東北地方太平洋沖型）の発生確率
（日本海溝沿いの地震活動の長期評価（平成31年2月））

| 項目 | 将来の地震発生確率等 注1,3 | 地震後経過率 (期末) 注5 | 備考 |
|--|--------------------------------------|---|-----------------------------------|
| 今後10年以内の発生確率 今後20年以内の発生確率 今後30年以内の発生確率 今後40年以内の発生確率 今後50年以内の発生確率 | ほぼ0% ほぼ0% ほぼ0% ほぼ0% ほぼ0% | 0.03 0.05 0.06～0.07 0.08～0.09 0.10～0.11 | 地震発生時期の不確実性を考慮する方法で発生確率を算出した |
| 地震後経過率 (2019年1月1日時点) | 0.01 | | 経過時間約7.8年を平均発生間隔約550年～600年で除した値 |
| 次の地震の規模 | M9.0程度 ^{注4} | | 東北地方太平洋沖地震のM、Mt、Mwを参考にし、総合的に判断した。 |

イ 宮城県沖のプレート間巨大地震

おおむねマグニチュード8を超えるプレート間地震を「プレート間巨大地震」と呼ぶ。

宮城県沖で発生したプレート間巨大地震として、1793年（マグニチュード7.9推定）と1897年8月（マグニチュード7.7推定）の2回の地震が知られている。ともに津波を伴い、1793年の地震は後述する宮城県沖地震の発生領域と連動した可能性が指摘されている。今後30年以内の地震発生確率は20%程度と推定されている（表2）。

表2 宮城県沖のプレート間巨大地震の発生確率
（日本海溝沿いの地震活動の長期評価（平成31年2月））

| 項目 | 将来の地震発生確率等 注2,3 | 備考 |
|--|--|--|
| 今後10年以内の発生確率 今後20年以内の発生確率 今後30年以内の発生確率 今後40年以内の発生確率 今後50年以内の発生確率 | 9% 20%程度 20%程度 30%程度 40%程度 | 発生頻度を109.0年に1回とし、ポアソン過程を用いて発生確率を算出した。 東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響で、当該地震が発生しやすくなったと考えられるため、発生確率はより高い可能性がある。 |
| 次の地震の規模 | M7.9程度 ^{注4} | 過去の地震のMを参考にして判断した。ただし、海溝寄りまで破壊が及ぶ場合、規模が大きくなる可能性がある。 |

ウ 宮城県沖のひとまわり小さいプレート間地震

プレート間巨大地震よりも規模が小さいマグニチュード7.0以上のプレート間地震を、「ひとまわり小さいプレート間地震」と呼ぶ。

1923年1月1日以降、2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震発生までの約88年間にマグニチュード7.0以上の地震は6～7回が知られています。今後30年以内の地震発生確率は90%程度と推定されている（表3）。

表3 宮城県沖のひとまわり小さいプレート間地震の発生確率
 (日本海溝沿いの地震活動の長期評価 (平成31年2月))

| 項目 | 将来の地震発生確率等 ^{注2,3} | 備考 |
|--|--|---|
| 今後10年以内の発生確率 今後20年以内の発生確率 今後30年以内の発生確率 今後40年以内の発生確率 今後50年以内の発生確率 | 50%程度 70~80% 90%程度 90%程度もしくはそれ以上 90%程度以上 | 1923年から2011年3月11日14時46分までの約88年間にM7.0以上の地震が6~7回発生したため、発生頻度は12.6~14.7年に1回とし、ポアソン過程を用いて発生確率を算出した。 東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響で、当該地震が発生しやすくなったと考えられるため、発生確率はより高い可能性がある。 |
| 次の地震の規模 | M7.0~M7.5程度 ^{注4} | 過去に発生した地震のMを参考にして判断した。 |

エ 宮城県沖の陸寄りで繰り返し発生するひとまわり小さいプレート間地震 (宮城県沖地震)

ひとまわり小さいプレート間地震のうち、宮城県沖の陸寄りでは、一般に「宮城県沖地震」と呼ばれるマグニチュード7.1~7.4の地震が繰り返し発生したことが知られている。これを「宮城県沖の陸寄りで繰り返し発生するひとまわり小さいプレート間地震 (宮城県沖地震)」と呼ぶ。

震源位置などから1897年2月、1930年代(1936年で代表)、1978年、2000年以降(2011年3月11日で代表)の地震活動を宮城県沖の陸寄りにおけるそれぞれ一つの地震活動とみなした場合、1897年以降、4回活動を繰り返しており、平均発生間隔は38.0年と考えられます。なお、1978年のものは昭和53年の宮城県沖地震として知られている。今後30年以内の地震発生確率は60%~70%程度と推定され、将来発生する地震の規模は1978年宮城県沖地震の規模からマグニチュード7.4前後とされている。

前述した宮城県沖のプレート間巨大地震に比べ規模の小さい地震ではありますが、ほかの領域とは異なり、震源域が陸寄りに特定されているため、1978年宮城県沖地震のように大きな被害を引き起こす可能性があることに留意が必要である(表4)。

表 4 宮城県沖地震の発生確率
(日本海溝沿いの地震活動の長期評価 (令和 4 年 1 月))

| 項目 | 将来の地震発生 確率等 | 備考 |
|--|--|---|
| 今後10年以内の発生確率 今後20年以内の発生確率 今後30年以内の発生確率 今後40年以内の発生確率 今後 50 年以内の発生確率 | ほぼ0～0.7% 2～20% 70%～80% 90%程度もしくはそれ以上 90%程度以上 | BPT分布モデルに平均発生間隔38.0年及び発生間隔のばらつき $\alpha=0.10$ (データから最尤法により求めた値) ~ 0.24 (陸域の活断層に対する値 (地震調査委員会, 2001)) を適用して発生確率を算出した。 次の理由から、当該地震が発生しやすくなったと考えられるため、発生確率はより高い可能性がある。 ①東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響 ②地震発生サイクルシミュレーションで次の宮城県沖地震が発生するまでの間隔が短くなる可能性があるため ③低角逆断層型地震の活動が東北地方太平洋沖地震以前と比べて活発な状況が続いているため |
| 地震後経過率 (2022 年 1 月 1 日時点) | 0.28 | 経過時間約10.8年を平均発生間隔38.0年で除した値 |
| 次の地震の規模 | M7.4 前後 | 過去の地震の M を参考にして判断した。 |

(2) 長町—利府線断層帯 (長町—利府線断層帯の評価 (平成 14 年 2 月) 及び平成 24 年 1 月 1 日現在の長期評価による)

長町—利府断層帯は、利府町から本市を経て村田町にかけて、おおむね北東—南西方向に延びており、長町—利府線、大年寺山断層、鹿落坂断層、坪沼断層、円田断層によって構成される長さ 21～40 km の西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層である。(円田断層以外の断層については、第 1 節 2 地形・地質の概要 (3)活断層 を参照)

本断層帯の活動については、第四紀後期における活動が確かめられている区間の長さから経験則に基づき、ずれの量は上下成分で 2m、活動間隔は 3,000 年程度以上であると推定されているが、様々なデータから得られる最も新しい活動は、約 16,000 年前以後にあったと考えられている。

今後の発生確率については、今後 30 年以内は 1%以下、今後 50 年以内では 2%以下、100 年以内では 3%以下と推定されており、発生する可能性としては、我が国の主な活断層帯の中ではやや高いグループに属すると考えられている。なお、地震の規模は、マグニチュード 7.0～7.5 程度と考えられている。

1-3-2 想定される災害

下記の地震によって、本市内において以下のような被害が生じると想定する。

| 項目 | 東北地方太平洋沖地震 | 長町—利府線断層帯地震 |
|--------|--|--|
| 地震の規模 | M9.0 | M7.5 |
| 最大津波高 | 10.3m | — |
| 建物被害 | 全壊 2,510 棟、半壊 7,217 棟 | 全壊 20,755 棟、半壊 9,013 棟 |
| 死傷者 | 死者 500 人、負傷者 307 人 | 死者 950 人、負傷者 2,500 人 |
| ライフライン | 上水道：断水率 21% 電力：停電率 48% 都市ガス：供給停止戸数 176,340 戸 下水道：機能支障率 14% | 上水道：断水率 79% 電力：停電率 93% 都市ガス：供給停止戸数 244,317 戸 下水道：機能支障率 45% |

宮城県第五次地震被害想定調査最終報告書より抜粋

1-3-3 災害時に発生する事象

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、鉄道や地下鉄など、公共交通機関が運行停止したことにより大量の帰宅困難者が発生し、その多くが近隣の指定避難所に避難した。

本市では、今後も東日本大震災クラスの地震により仙台駅周辺で多くの帰宅困難者が発生すると推定されている。

1-4 都市再生安全確保計画の目標

仙台都心地域の現状、大地震等の被害想定とともに、仙台市地域防災計画や仙台駅周辺帰宅困難者対応指針を踏まえ、本計画における目標を以下のとおり定める。

(1) 一時滞在施設・場所の確保

想定される帰宅困難者を収容し、適切に保護するため、一時滞在施設・場所となる公共施設や民間施設を確保する。

(2) 退避誘導體制の確保

発災後の一斉帰宅を抑制し、仙台駅やその周辺で多数の人が滞留することによる混乱や二次的災害を生じさせない環境を形成するため、退避誘導體制の確保・強化を図る。

(3) 災害情報の共有

帰宅困難者や滞在者等の混乱を抑制し、適切で安全な行動を促すため、被災状況や公共交通機関の復旧見通しなど、情報収集・発信の仕組み作りを行う。

1-5 都市再生安全確保計画の運用・更新

本計画を着実に運用するため、具体化された官民の取組を盛り込むとともに、都市基盤整備の連動による一時滞在施設・場所の拡充などを逐次反映していく。

本計画の更新は、仙台都心地域都市再生安全確保計画作成部会が行う。仙台駅周辺帰宅困難者対策連絡協議会による継続的な活動において具体化した取組を計画に記載していくほか、計画の運用を進めた上で生じた課題や新たな社会的課題、都市基盤整備の進展等に対応し、適宜内容を更新していく（PDCA）。

また、本計画の継続的な更新を実現するため、下記の取組を行う。

- ・安全確保計画作成部会の構成員において、適宜、一時滞在施設・場所となる公共施設や民間施設の確保の状況や、退避誘導體制の確保、災害の情報収集・発信の仕組み作りの進捗状況を確認することにより、計画更新の必要有無やその更新案を議論し、部会長に報告する。
- ・部会長は、構成員からの要請、あるいは自らの判断によって、安全確保計画作成部会を開催する。部会の構成員は、それぞれ、計画の進捗状況を報告し、また、計画の更新案を議論の上、必要に応じて計画の更新を行う。

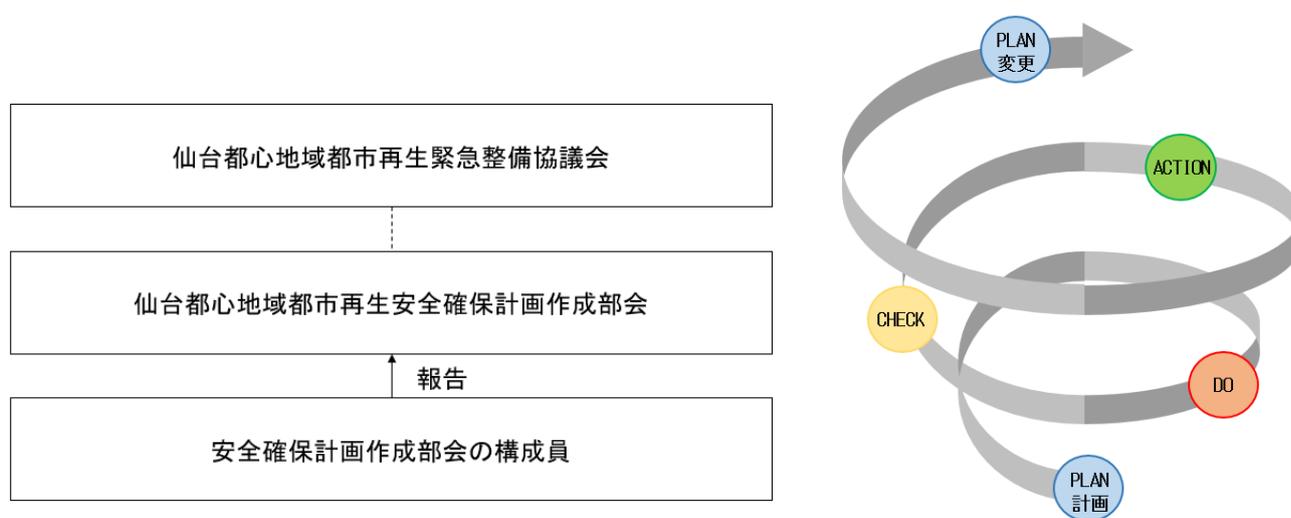


図 計画のPDCAイメージ

2 仙台都心地域における滞在者等の安全の確保のために実施する事業及び事務

2-1 都市開発事業の施行に関連して必要となる都市再生安全確保施設の整備及び管理

一時滞在施設・場所として、災害時に帰宅困難者を一時的に受け入れることについて本市と協定を締結した施設を以下に示す。

仙台駅周辺においては、JR 仙台駅の他、仙台駅東西地下自由通路、エスパル仙台店、ホテルメトロポリタン仙台、地下鉄仙台駅、シルバーセンター等が確保されており、また、仙台駅周辺以外においても一時滞在施設・場所としての協力施設が増えてきている。

本市では、想定される帰宅困難者を収容するスペースを確保しているものの、発災時に必ずしも全ての施設が開放可能であるわけではない。また、感染症対策等で更なるスペースが必要になる可能性もあることを踏まえ、今後も仙台都心地域において、公共施設や民間施設の協力を得ながら、一時滞在施設・場所の確保を推進する。



表：都市再生安全確保施設

| 施設名称 | 実施主体 | 管理主体 | 実施期間 |
|------------------|----------------------------|-----------------------|-------------|
| JR 仙台駅コンコース | 東日本旅客鉄道株式会社 | 東日本旅客鉄道株式会社 | 令和7年3月31日から |
| 仙台駅東西地下自由通路 | 仙台市都市整備局総合交通政策部交通政策課 | 仙台市青葉区道路課 | 令和7年3月31日から |
| 地下鉄南北線仙台駅コンコース | 仙台市交通局 鉄道管理部 駅務サービス課 | 仙台市交通局 | 令和7年3月31日から |
| 仙台市シルバーセンター | 公益財団法人仙台市健康福祉事業団 | 公益財団法人仙台市健康福祉事業団 | 令和7年3月31日から |
| エスパル仙台店 | 仙台ターミナルビル株式会社 | 仙台ターミナルビル株式会社 | 令和7年3月31日から |
| ホテルメトロポリタン仙台 | 仙台ターミナルビル株式会社 | 仙台ターミナルビル株式会社 | 令和7年3月31日から |
| 東北学院大学土樋キャンパス | 学校法人東北学院 | 学校法人東北学院 | 令和7年3月31日から |
| パレスへいあん | 株式会社あいあーる | 株式会社あいあーる | 令和7年3月31日から |
| AER | AER 管理組合 株式会社クロップス | AER 管理組合 株式会社クロップス | 令和7年3月31日から |
| JR 仙台駅東西自由通路 | 東日本旅客鉄道株式会社 | 東日本旅客鉄道株式会社 | 令和7年3月31日から |
| 地下鉄東西線仙台駅コンコース | 仙台市交通局 鉄道管理部 駅務サービス課 | 仙台市交通局 | 令和7年3月31日から |
| 東北福祉大学仙台駅東口キャンパス | 学校法人梅檀学園 | 学校法人梅檀学園 | 令和7年3月31日から |

| | | | |
|-----------------|--------------------------|----------------------|-------------|
| ホテルモントレ仙台 | ホテルモントレ 株式会社 | ホテルモントレ 株式会社 | 令和7年3月31日から |
| 仙台ガーデンパレス | 日本私立学校振興・共 済事業団 | 日本私立学校振 興・共済事業団 | 令和7年3月31日から |
| 仙台ビューティーアート専門学校 | 学校法人三幸学園 | 学校法人三幸学園 | 令和7年3月31日から |
| 仙台国際ホテル | 仙台国際ホテル 株式会社 | 仙台国際ホテル 株式会社 | 令和7年3月31日から |
| 仙台サンプラザ | 仙台サンプラザ 株式会社 | 仙台サンプラザ 株式会社 | 令和7年3月31日から |
| ANA ホリデイ・イン仙台 | 株式会社福田商会 | 株式会社福田商会 | 令和7年3月31日から |
| シティホール仙台 | 株式会社ベルコ | 株式会社ベルコ | 令和7年3月31日から |
| SS30 | 丸紅リアルエステート マネジメント株式会社 | 三井住友信託銀行 株式会社 | 令和7年3月31日から |
| 仙台中央斎場 清月記 | 株式会社清月記 | 株式会社清月記 | 令和7年3月31日から |
| 仙台新寺斎場 清月記 | 株式会社清月記 | 株式会社清月記 | 令和7年3月31日から |
| アーバンネット仙台中央ビル | NTT アーバンバリュー サポート株式会社 | エヌ・ティ・ティ 都市開発株式会社 | 令和7年3月31日から |
| アイリス北目町ビル | アイリスオーヤマ株式 会社 | アイリスオーヤマ 株式会社 | 令和7年3月31日から |
| アパホテル〈TKP 仙台駅北〉 | 株式会社ティーケーピ ー | 株式会社ティーケ ーピー | 令和7年3月31日から |

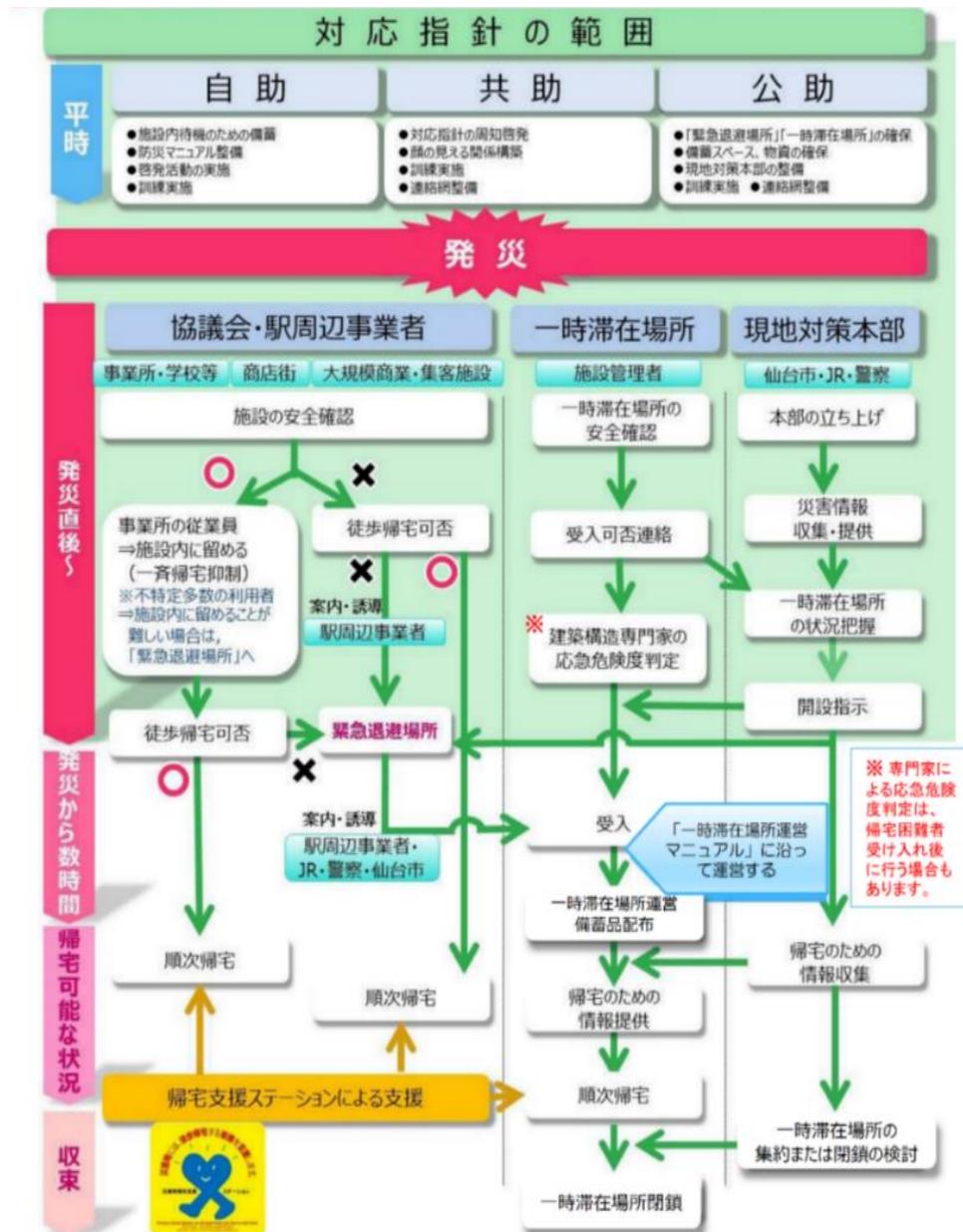
2-2 その他の滞在者等の安全の確保のために実施する事業

その他、前述の施設確保とともに、本市では東日本大震災の教訓も踏まえ、「地震災害時における大規模な建築物の応急危険度判定の協力に関する協定」を建築構造に関する専門知識を持った建築構造専門家団体と結んでおり、震度6弱以上の地震災害が発生した場合に一時滞在施設等の予め指定した建築物の判定を自動的に行う体制を確立している。早急な応急危険度判定を行うことで、より安全な一時避難施設への誘導が可能となる。

2-3 滞在者等の安全の確保のために必要な事務

災害時に共助の取り組みを担う当事者間の団結力を高めるため、定期的な協議会・ワーキングの開催と訓練の実施により、顔の見える関係づくりを行い、安全確保に関する認識や必要な備蓄物資等の点検・管理手法などを共有する等、避難誘導體制の確保・強化を図る。

発災後速やかに、市ホームページ等の様々な広報媒体を通して、被災状況や公共交通機関の復旧見通し等を帰宅困難者等に知らせるなど、広報活動を充実させ、情報発信する仕組み作りを推進する。



また、帰宅困難者が災害時の危険回避のために緊急に避難する場所として、「緊急退避場所」を設ける。仙台駅周辺においては、仙台駅東口、西口の駅前広場を確保している。

※現地対策本部の設置前は JR 仙台駅が、現地対策本部の設置後は現地対策本部が、バスやタクシー等の事業者と車両の運行状況等の協議を行い、安全確認の上十分注意を払って使用することとする。

【仙台駅西口】



【仙台駅東口】



「緊急退避場所」への案内・誘導は、駅周辺事業者が行います。

・来訪者がどこに避難したらいいのかわかり、案内のためのツールを用意しておきましょう。

【案内ツールの例】



案内地図 掲示板 貼り紙 懐中電灯

・災害情報を提供するための手段として、乾電池式のラジオ等を活用しましょう。



2-4 滞在者等の安全の確保のために必要な事項

災害に備えて平時に行う活動関係者同士の共助体制を構築するため、「緊急退避場所」の安全確認や「一時滞在施設・場所」への誘導方法、パンフレット作成等による地域への周知、災害時に自力での避難等が困難な人（高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児連れ等）に対する支援方針等について今後も協議を続けるとともに、災害時における情報連絡員と現地対策本部及び会員間等の円滑な情報連絡手段についても検討していく。

3 その他都市再生緊急整備地域における防災の確保に関する事項

大規模地震により、企業活動が停滞すると地域の生活や経済への影響が大きくなることが懸念される。地域内の関係者と連携し、被害を最小限に抑えるとともに、事業を復旧・継続させる備えを検討することが重要であり、そうしたことの積み重ねが地域全体の信頼性の確保や社会的評価の高まりに繋がっていく。

本計画の運用を進めた上で生じた課題や新たな社会的課題、都市基盤整備の進展等に併せた対応を引続き行っていき、必要に応じた内容更新をする。そうしたことで、仙台駅を中心とした地区における大規模災害発生時における滞在者の安全の確保をより効率的・効果的なものになっていくため、今後も官民連携して検討を進めていく必要がある。